

首都大学東京 学長からのメッセージ

「首都大学東京における研究費不正使用防止に対する取り組みについて」

首都大学東京は平成 17 年度の開学以来、首都東京を代表する総合大学として、広範な学問領域を網羅し、その中で多くの研究者が活躍しております。

本学は世界の大学ランキングにおける日本の大学の中で、たびたび上位にあげられ、なかでも研究については、国際的な評価の高いものも数多くあります。

こうした本学における研究の成果は、様々な種類の「研究費」に支えられており、その「研究費」の原資の多くは「公的資金」によるものです。したがって、本学研究者の一人ひとりがこのことを自覚し、納税者である都民・国民の期待を裏切ることのないよう日々努力する必要があることは言うまでもありません。

本学では開学当初から「研究費」の適正な執行に努めてきたところではありますが、平成 19 年 2 月に制定された文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において、各研究機関に対し、研究費の不正な使用に対する防止体制の整備等が求められたことを受け、平成 19 年 10 月に「首都大学東京研究費の不正使用防止に関する規則」を制定すると共に、本学の研究費を適正に運営及び管理する組織として「研究費不正使用防止対策推進室」を設置いたしました。

そして、この組織のもとで、不正発生要因がどこにあるかを徹底的に分析し、不正を未然に防止するために平成 20 年 7 月に「研究費不正使用防止計画」を策定しました。

こうした背景の中で、物品の納品時における事務による検収制度の徹底や臨時職員制度の改正、定期的な自己監査等を実施することにより、研究費の適正な執行が確保されてきたと自負しております。

本学は、毎年 10 億円にも及ぶ文部科学省の科学研究費補助金をはじめとして、多くの外部資金を獲得しております。このことは、本学がいかに国や東京都を中心とした地方公共団体、そして多くの企業の方々からの信頼を得ているかを示すものでもありますが、それは研究そのものの成果のみならず、研究費の適正な執行に対する地道な努力があつてのものと考えております。

現在、研究費の不適切な執行というものは、全国的に格段に減少しておりますが、決して無くなったとは言い切れません。本学としても、決して現状に満足することなく、迅速な対応がとれるよう、教職員が互いに連携しながら研究費の不正使用防止に徹底して取り組んでまいります。